

松阪市トンネル長寿命化修繕計画



滝之川トンネル



白川トンネル



加杖坂トンネル

令和7年3月

松阪市建設部土木課

目 次

1. 長寿命化修繕計画の目的・・・1
2. 長寿命化修繕計画の対象トンネル・・・2
3. 健全度の把握及び日常的な維持管理の方針・・・4
4. 長寿命化及び修繕に係る
費用の縮減に関する基本的な方針・・・7
5. 対象トンネルの対策・・・8
6. 計画策定担当部署・・・8

1. 長寿命化計画の目的

■背景

松阪市は令和7年3月現在、3本のトンネルを市道として管理しており、この3本のトンネルを長寿命化修繕計画の対象とする。

長寿命化修繕計画対象トンネルのうち、現時点で建設後50年以上が経過したトンネルは、1本である。10年後には、更に1本のトンネルが、建設後50年以上経過する。

このような背景から、今後、老朽化するトンネルを従来の事後的な修繕等を継続した場合、維持管理コストが増大となるため、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠である。

■目的

道路交通の安全性を確保する上で、道路管理者は自らが負う責務を果たしつつ、これまでの事後的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換を図る。

計画的かつ予防的な対応に転換することで、長寿命化による維持管理費用の縮減と平準化を図る。

【松阪市が管理するトンネル一覧】

名称	所在地	路線名	延長 (m)	構造形式	建設年度	経過年数 (R7.3現在)
加杖坂トンネル	飯高町栃谷	青田栃谷線	260.0	山岳 (矢板)	昭和55年	44年
滝之川トンネル	嬉野滝之川町	森本滝之川線	176.0	開削	平成9年	27年
日川トンネル	嬉野森本町	日川線	62.7	山岳 (矢板)	昭和38年	61年

松阪市が管理するトンネルは3本あり、昭和38年に建設された「日川トンネル」が建設後61年、「加杖坂トンネル」は、建設後44年、「滝之川トンネル」は建設後27年が経過し、建設後50年以上経過しているトンネルは、現在、「日川トンネル」だけである。

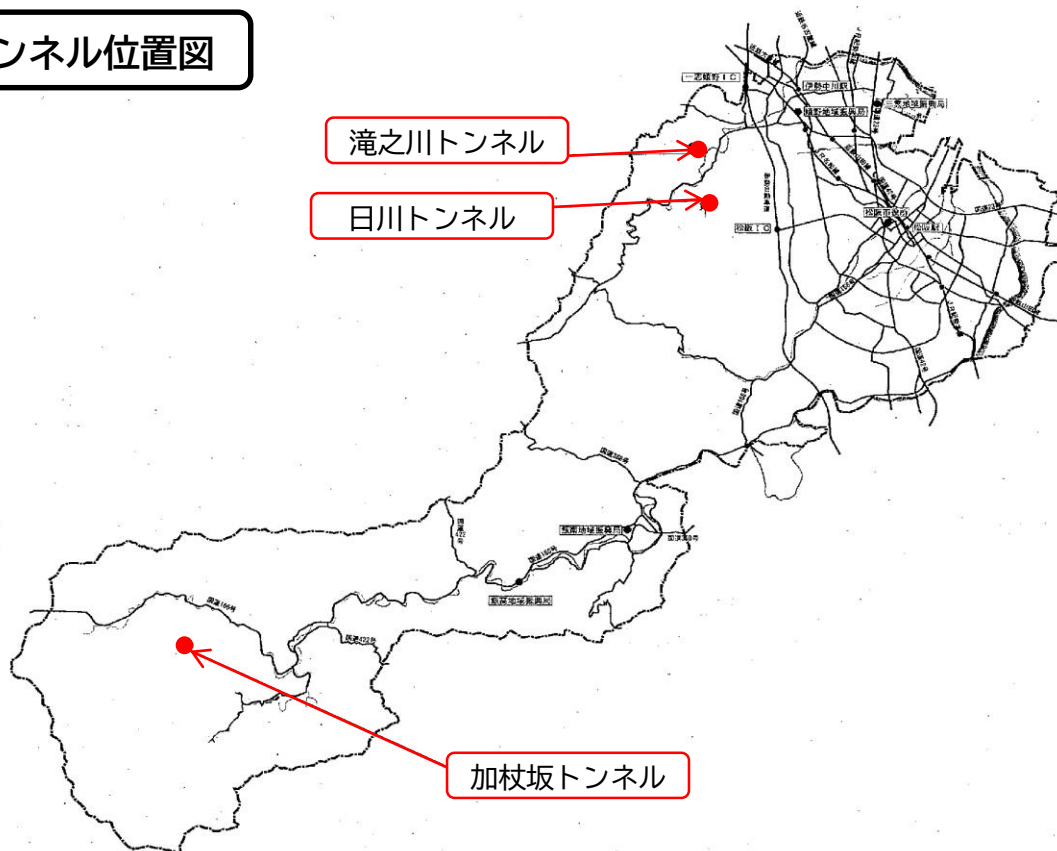
2. 長寿命化修繕計画の対象トンネル

長寿命化修繕計画は、松阪市の管理する3本トンネルを対象とします。

【長寿命化修繕計画対象のトンネル】

対象トンネル	加杖坂トンネル	滝之川トンネル	日川トンネル
路線名	青田栃谷線	森本滝之川線	日川線
完成年度	昭和55年度	平成9年度	昭和38年度
延長	260.0m	176.0m	62.7m
幅員	6.6m	8.5m	4.1m
掘削工法	矢板工法	開削工法	矢板工法
地質	三波川変成岩類 (泥質片岩)	盛土	一志層群 (砂岩泥岩互層)
総スパン数	28	89	15

トンネル位置図



【松阪市が管理するトンネルの現況写真】

●加杖坂トンネル（青田栃谷線）

竣工：昭和55年9月
延長：260.0m
幅員：6.6m
工法：矢板工法
地質：三波川変成岩類
（泥質片岩）



●滝之川トンネル（森本滝之川線）

竣工：平成10年3月
延長：176.0m
幅員：8.5m
工法：開削工法
地質：盛土



●日川トンネル（日川線）

竣工：昭和38年
延長：62.7m
幅員：4.1m
工法：矢板工法
地質：一志層群
（砂岩泥岩互層）



現在、建設後50年以上経過しているトンネルは「日川トンネル」のみであるが、10年後には、「加杖坂トンネル」が建設後50年以上となり、管理するトンネルの3分の2が建設後50年以上となる。

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理の方針

■健全度の把握に関する基本的な方針

健全度の把握については、平成26年の道路法改正に伴い、「道路トンネル点検要領（国土交通省）」に基づいて、5年に1回の頻度で定期点検を実施し、経年変化を踏まえたトンネルの健全度の把握及び損傷を早期に把握します。

■日常的な維持管理に関する基本的な方針

トンネルを良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などを実施し日常的な維持管理を徹底することで、トンネルの長寿命化を図ります。

【トンネル点検の状況】

3本のトンネルは、平成26年度以降、定期点検を5年に1回の頻度で行っています。

定期点検とは

定期点検は、トンネル本体の他にトンネル内附属物を対象に、高所作業車等を用いて点検箇所にはできるだけ近接して変状状況等を目視観察する「近接目視点検」、覆工などのうき、はく離の状況を把握するために、ハンマー等でコンクリート面や取付け金具類を打診し、うき、はく離箇所、ボルト・ナット類のゆるみ等の有無及び範囲を確認する「打音検査」をします。

併せて、点検対象物に直接手で触れて、不具合の有無を確認する「触診検査」を行います。点検後、変状について診断を行い、変状を点検表に記録を行います。

<定期点検の状況（令和6年9月）>



近接目視



打音検査



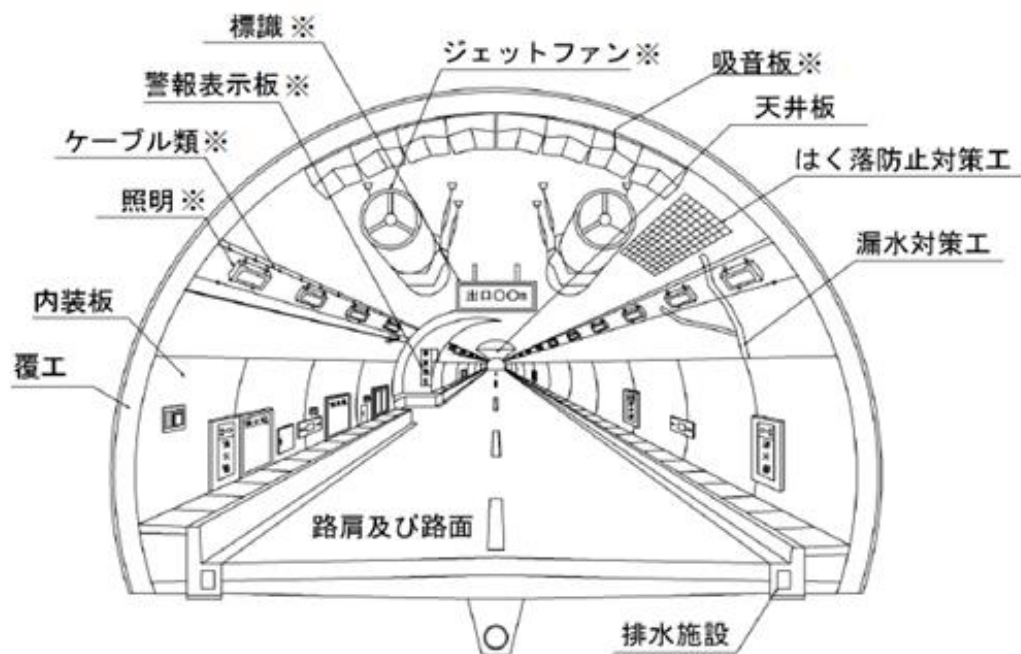
触診検査



合マーク設置

【トンネル点検の対象箇所】

【対象箇所】



※トンネル内附属物は取付状態の確認を行う。

別図-1.1 点検対象箇所（トンネル内）



別図-1.2 点検対象箇所（トンネル坑口部）

*国土交通省「道路トンネル点検要領」より

トンネルの健全度

【健全度性の診断基準】

令和6年の定期点検を行ったトンネルについて、健全性の診断は点検要領に準拠して行っています。

点検結果において、通行者、車両の安全走行、構造物としての安全性及び維持管理作業量に及ぼす影響に基づき、材料劣化、漏水、外力の変状に対して、表5-1に示すように「Ⅳ」から「Ⅰ」の4つの判定区分を、判定項目である外力（ひび割れ）、材料の劣化（うき・はく離）、漏水の中で、最も健全度の低い判定を採用して総合的にはんだんしています。

表1－1 判定区分の内容

判定区分		判 定 の 内 容
Ⅰ	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、 <u>予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態</u>
Ⅲ	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、 <u>早期に措置を講ずべき状態</u>
Ⅳ	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、 <u>緊急に措置を講ずべき状態</u>

引用：国土交通省「道路トンネル定期点検要領」より

点検結果のまとめ

トンネル名	判定区分	次回点検	備 考
加杖坂トンネル	Ⅲ	令和11年度	・排水機能が不十分であり、路面全面に土砂堆積・滞水が確認されるため、坑口等に排水工の設置が必要。 ・目地部に変状が見られ、継続的に監視する。
滝之川トンネル	Ⅲ	令和11年度	・排水機能が不十分であり、湧水等の滞水が発生している。また、滞水の影響により路盤が脆弱化し、舗装のひび割れを誘発しているため、路面排水工の設置と舗装改修が必要。 ・目地部に変状が見られ、継続的に監視する。
日川トンネル	Ⅲ	令和11年度	・漏水対策が必要な箇所が点在するため、導水樋工の設置が必要。 ・目地部に変状が見られ、継続的に監視する。

4. 長寿命化及び修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針

【具体的な方針】

長寿命化計画の対象とする3本のトンネルについて、従来の事後保全的（対処的療法）な維持管理から、予防保全的な維持管理へ転換することにより、修繕等に係るライフサイクルコストの縮減を図ります。

【具体的な取組】

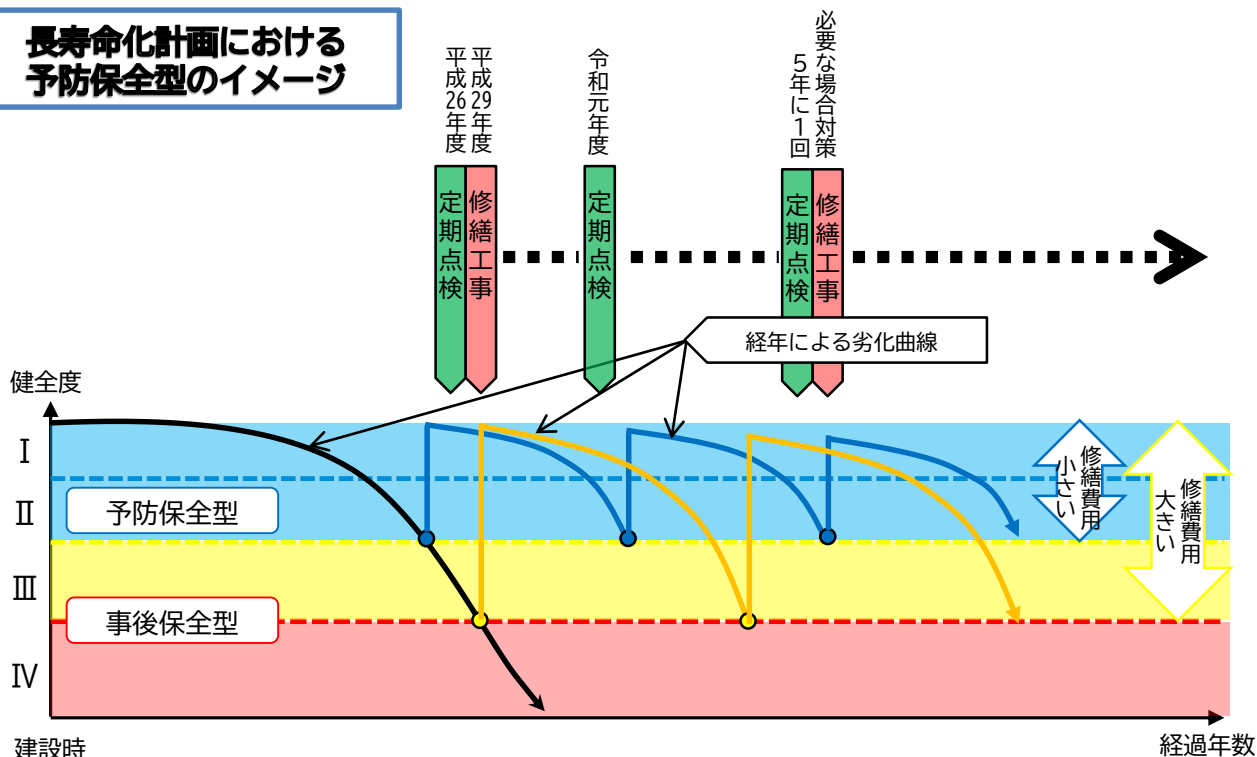
- ・道路利用者の安全・安心を確保するため、定期点検を継続的に実施するとともに、定期点検要領に基づいて、トンネルの健全度を把握します。
- ・計画的に予防保全を行うため、①トンネル点検、②点検結果の蓄積、③修繕計画の策定、④修繕等の対策実施、⑤修繕等の内容の蓄積というサイクルに基づきトンネル維持管理を行い、長寿命化を図ります。
- ・定期点検の効率化や高度化、修繕等の省力化やコスト縮減を図るため、令和11年度までに、全てのトンネルにおける点検及び修繕について、新技術等の活用を検討します。

これにより、令和11年度までに約60万円のコスト縮減を目指します。

【長寿命化計画における予防保全型の管理】

道路利用者の被害を未然に防止する観点から健全度「Ⅱ」を管理の基準として、健全度「Ⅲ」となった場合には、早期に修繕を実施していきます。

長寿命化計画における 予防保全型のイメージ



コスト削減の考え方について

トンネルの対策工は、外力、材質劣化、漏水のそれぞれに対して選定されるが、健全度の状態に関係なく適用される工種は同じとなる。

また、付属施設については、耐用年数が経過した段階で更新を行うことが最も経済的である。

トンネルの特殊性から、コスト削減の方法としては、定期的にトンネル点検を行い、変状規模が小さい段階から計画的に対策を適用（予防保全型）することで、結果的に対象規模を必要最小限に抑えて、中長期的なコスト削減を図る。

健全度が「Ⅲ」、「Ⅳ」と判定され、早期に措置を講ずべき状態（事後保全型）に陥いると修繕費用が増加する傾向である。

このため大規模な修繕費用が必要となる前の時点で対策を実施する。

5. 対象トンネルの対策

■対象トンネルの対策

トンネル3本について、今後30年間（令和7年度～37年度）における対策の時期・内容を計画しました。

対策項目	実施年度	備考
定期点検 (対象トンネル3本)	令和11、16、21、26、31、36年度 (5年に1回の頻度で実施)	48百万円 (1回の定期点検費用 8百万円×6回)
長寿命化計画 (対象トンネル3本)	令和11、16、21、26、31、36年度	
補修設計	令和8、18、28年度(対象トンネル3本) (定期点検後に補修の必要が生じた場合に実施) 補修設計費、変状調査費	30百万円
補修工事	令和9、19、29年度(対象トンネル3本) (定期点検後に補修の必要が生じた場合に実施) はく落防止対策工、漏水対策工	50百万円
合計		128百万円

6. 計画担当部署

松阪市 建設部 土木課

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4146